

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 10 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700089号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700057号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年10月11日から平成18年8月1日まで
② 平成18年8月1日から同年9月1日まで
③ 平成19年4月1日から同年7月31日まで

私は、A社に請求期間①において勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録がない。また、B社に平成18年8月1日から平成19年7月30日まで勤務していたのに、私の同社に係る厚生年金保険被保険者記録では、請求期間②及び③の被保険者期間がない。請求期間①、②及び③について、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録並びに賃金台帳に記載された入社年月日及び退職年月日により、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者から提出された平成18年3月及び同年4月分の給与支給明細書により、請求者は、当該月にA社から給与を支給され、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、年金事務所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(取消)」により、A社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得日を平成18年3月2日とする届出を提出した後、当該被保険者資格の取得を取り消す旨の届出を、同年5月17日に社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に提出していることが確認できる上、上記の賃金台帳において、請求者は、平成18年3月及び同年4月の給与から控除された厚生年金

保険料について、同年5月の給与において還付されていること、及び同年3月及び同年4月以外の給与からは保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、C市の回答によると、請求者は、請求期間①に国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書（上記の平成18年3月及び同年4月分を除く。）等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、雇用保険の加入記録及び賃金台帳に記載された入社年月日により、請求者は、当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳により、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、C市の回答によると、請求者は、請求期間②に国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、雇用保険の加入記録及び賃金台帳によると、請求者のB社における退職年月日は、2007年（平成19年）7月30日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳において、平成19年4月から同年6月までの給与に係る出勤日数及び給与支給における各項目は全て空白となっている上、請求者から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票に記載されている支払金額と、賃金台帳における平成18年12月（平成19年1月支払）から平成19年3月（同年4月支払）までの支給合計額の合計額から、同期間の通勤手当の合計額を引いた金額は一致していることにより、同年4月以降に請求者は事業主により給与を支給されていなかったことが確認できる。

また、上記の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と、賃金台帳における平成18年12月（平成19年1月支払）から平成19年3月（同年4月支払）までの社会保険料の合計額が一致していることから、同年4月以降に請求者が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。